

# 香南市部活動ガイドライン

令和2年9月

香南市教育委員会

## 目 次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| はじめに …                        | 1 |
| 1 基本方針 …                      | 1 |
| 2 適切な運営のための体制整備 …             | 2 |
| (1) 部活動の方針の策定等                |   |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築             |   |
| 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 … | 3 |
| (1) 適切な指導の実施                  |   |
| (2) 部活動用指導手引の普及・活用            |   |
| 4 適切な休養日等の設定 …                | 4 |
| 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 …          | 5 |
| (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置           |   |
| (2) 地域との連携                    |   |
| 6 学校単位で参加する大会等の見直し …          | 6 |

## はじめに

- 現在、部活動を取り巻く課題は多様化・複雑化し、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきたおり、学校や地域によっては存続の危機にある。  
併せて、教職員の働き方改革と相まって、抜本的な部活動改革に取り組む必要性がでてきている。
- 高知県教育委員会は、平成30年3月に出されたスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、「高知県運動部活動ガイドライン」を、平成30年12月に出された文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、「高知県文化部活動ガイドライン」を、県内の部活動改革の第一歩として策定した。
- 香南市教育委員会は、「高知県運動部活動ガイドライン【改訂2版】」及び「高知県文化部活動ガイドライン」の趣旨をふまえ、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点から、「香南市運動部活動ガイドライン」を見直し、「香南市部活動ガイドライン」として新たに策定した。
- 各学校においては、本ガイドラインの趣旨を十分理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な部活動の構築を目指すことを期待する。

## 1 基本方針

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本ガイドラインは、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、高知県教育委員会が示した「高知県運動部活動ガイドライン【改訂2版】」及び「高知県文化部活動ガイドライン」に則り、義務教育である中学校での部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。また、文化や科学等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
  - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 香南市教育委員会及び市内中学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。
- 香南市教育委員会は、改革を推進するために高知県教育委員会と連携し、改革に必要な支援等を検討する。
- 香南市教育委員会は、本ガイドラインに基づく部活動改革の取組状況について、各中学校と連携し定期的にフォローアップを行う。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ① 香南市教育委員会は、「高知県運動部活動ガイドライン【改訂2版】」及び「高知県文化部活動ガイドライン」を参考に、市内中学校に係る「香南市部活動ガイドライン」を策定する。
- ② 学校長は、学校設置者である香南市の「香南市部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ③ 部顧問は、「香南市部活動ガイドライン」に即した部活動目標を立てるとともに、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出し、承認を受ける。
- ④ 学校長は、「学校の部活動に係る活動方針」と各部活動の活動目標並びに年間活動計画を学校管理運営計画に位置付けるとともに、保護者に周知する。
- ⑤ 香南市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 学校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえるとともに、生徒の興味・関心を勘案し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 香南市教育委員会は、高知県教育委員会と連携し、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的・効率的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- ③ 学校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ④ 学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。
- ⑤ 香南市教育委員会は、高知県教育委員会が開催する部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び技能の質の向上並びに学校の管理職等を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修会等へ、管理職及び部活動顧問等の参加を推進する。
- ⑥ 香南市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付29文科初第1437号）」、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について（令和元年12月11日付け元文科初第1214号）」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について（令和2年1月17日付け元文科初第1335号）」等の通知を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### （１）適切な指導の実施

- ① 学校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び高知県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報をもとに、気温・湿度などの環境条件に配慮し、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応を検討する。なお、気象庁の高温注意情報が発せられた地域・時間帯においては、原則として活動を中止とする。

- ② 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるようにすること。

文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解するとともに、文化や科学等の生徒の能力向上や生涯を

通じて親しむ基礎を培うことができるようにすること。

これらを踏まえ、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の普及・活用

- ① 香南市教育委員会及び学校長は、高知県教育委員会が周知・活用する中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）や、文化部活動にかかわる各分野の関係団体等が今後策定する予定の文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟レベルに応じた日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の周知・活用を推進する。

- ② 部顧問は、指導手引等を活用して、部活動の方針等に基づく指導を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、運動部及び文化部とも以下を基準とする。
  - 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることを基本とする。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）なお、目標の大会に向けて運動量を増やす時期が必要になってきたりする場合でも、平日1日の休養日は必ず設けるとともに、週末も含め年間100日以上休養日は設けることとする。
  - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校の実態に応じて部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。



- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることなど、学校独自の設定を推進する。

ただし、特に週あたりの活動の上限を、16時間未満で計画・実施することが望ましい。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ① 学校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学校女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、「競技力の向上以外にも、友達と楽しめる」「適度な頻度で行える」等多様である中や、生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害のある生徒等も含めて生徒の多様な潜在的ニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置を推進する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会や文化や科学等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技や大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成や文化や科学等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

- ② 香南市教育委員会は、高知県教育委員会と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動や文化や科学等の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

### (2) 地域との連携

- ① 香南市教育委員会及び学校長は、生徒のスポーツ環境や文化や科学等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

- ② 香南市教育委員会は、高知県教育委員会や高知県知事部局と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実や文化や科学等の活動を推進する。

- ③ 香南市教育委員会及び高知県教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校施設開放事業を推進する。

- ④ 香南市教育委員会及び学校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実や文化や科学等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 香南市教育委員会は、高知県教育委員会と連携し、学校の部活動が参加する大会・試合、地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される大会・試合、地域の行事・催し等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を定める。
- ② 学校長は、学校の設置者が定める上記①の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。